

1. 基本的事項

1-1 特定健康診査等基本指針

1-1-1 基本指針とは

高齢者の医療の確保に関する法律第18条では、医療保険者が「特定健康診査等実施計画」を作成するにあたって、国はどのような計画を作成すればよいかをとりまとめた指針（基本指針）を定めるものとされている。

〈高齢者の医療の確保に関する法律〉

（特定健康診査等基本指針）

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

3 特定健康診査等基本指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

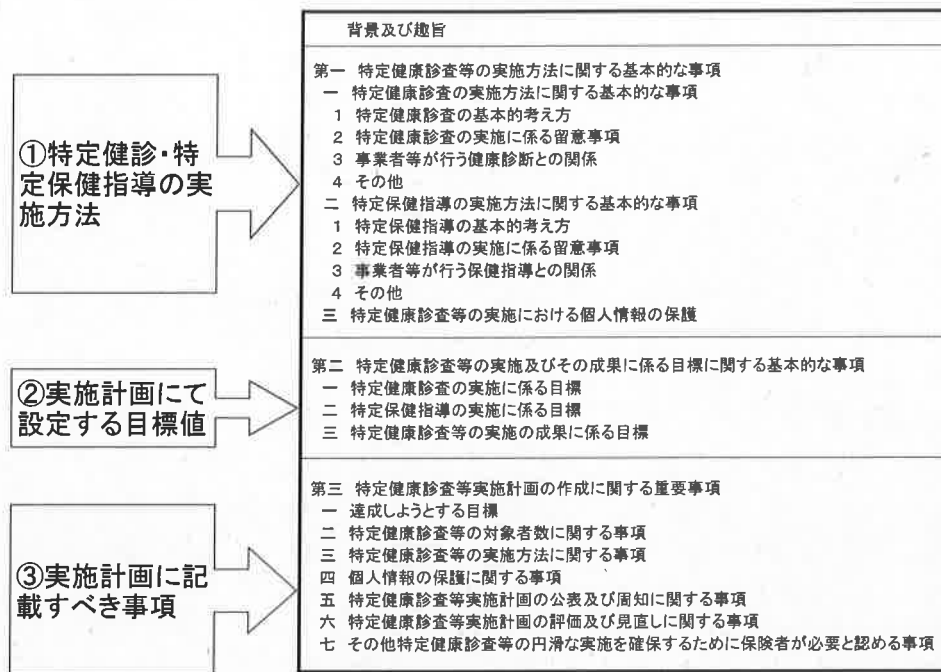
1-1-2 基本指針の構成等

高齢者の医療の確保に関する法律第18条第2項に、指針に記載すべき主な事項が挙げられているが、これを踏まえ、基本指針は、次の図表に示すような構成となっている。

医療保険者が作成する実施計画の記載内容や構成については、基本指針の第三に「特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項」として7項目を示している。

また、実施計画に定めるべき目標値（基本指針第三の一「達成しようとする目標」）については、基本指針の第二に「特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項」として3つの目標（健診実施率、保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率）のそれぞれの設定の考え方を示している。

図表 1: 特定健康診査等基本指針の構成



1-2 特定健康診査等実施計画

1-2-1 実施計画とは

①法律上定められていること

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条において、実施計画を定めるものとされている。

実施計画に記載すべき内容は、同条第 2 項に定められており、1-1-2 で示した基本指針第三の 7 項目に即して作成する。

なお、第一期及び第二期は 5 年を一期としていたが、医療費適正化計画が 6 年一期に見直されたことを踏まえ、第三期(平成 30 年度以降)からは 6 年を一期として策定する。

<p><高齢者の医療の確保に関する法律> (特定健康診査等実施計画)</p> <p>第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項</p> <p>二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項</p> <p>3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
--

②計画作成における考え方

計画を作成する趣旨は、保険者規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健診・特定保健指導を効率的・効果的かつ着実に実施するためである。

実施計画には、特定健診・特定保健指導を実施していくために最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理することが重要である。

加入者に対して、漏れなく特定健診・特定保健指導を実施する体制については、地域別・年齢別等を分類して整理すればよいため、計画作成を委託する必要はない^{*1}。

1-2-2 具体的に記載すべき事項(全体構成)

基本指針の第三に挙げた7項目に即して作成する。目次構成についても7項目であれば7章構成として、基本指針第三の並びで順次整理すればよい。

法に基づき記述すべき範囲は基本指針第三の7項目(図表の表部分のみ)であるが、背景や序文等を必要に応じて記載することは可能である。

図表 2: 特定健康診査等実施計画の構成

必要な範囲で(目標設定や実施方法の検討に)、簡潔に

背景・現状等(各保険者の特徴や分布等)

↓

特定健康診査等の実施における基本的な考え方

その他、必要に応じ

序文(はじめに)

- ・メタボ概念の導入
- ・特定健診とは
- ・実施の目的 等々

法19条	特定健康診査等基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第2項 第2号	第三の一	①達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標
第2項 第1号	第三の二	②特定健康診査等の対象者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査等の対象者数(事業者健診の受診者等を除き保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計 ※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。
	第三の三	③特定健康診査等の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 ● 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用 ● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 ● 事業者健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 ● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 ● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第2項 第3号	第三の四	④個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等
第3項	第三の五	⑤特定健康診査等実施計画の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 ● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第2項 第3号	第三の六	⑥特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	第三の七	⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	

^{*1} 加入者の特徴や地域特性を踏まえた実施形態、予算編成や組合会・理事会対応、地元関係者との調整等、計画作成の多くは医療保険者自らが実施することとなる。

1-2-3 作成にあたっての注意点

①簡素かつ漏れのない計画とすること

基本指針の第三に挙げた7項目に即し、簡潔に作成すればよい*。
ただし、各項目について必要な事項はもれなく定める必要がある。

②現状分析は可能な範囲で行い、実施方法は詳述すること

現状分析は、医療費分析や加入者の疾病・受療動向等、実施に必要な実態の把握に努め、必要かつ可能な範囲で行えばよい。

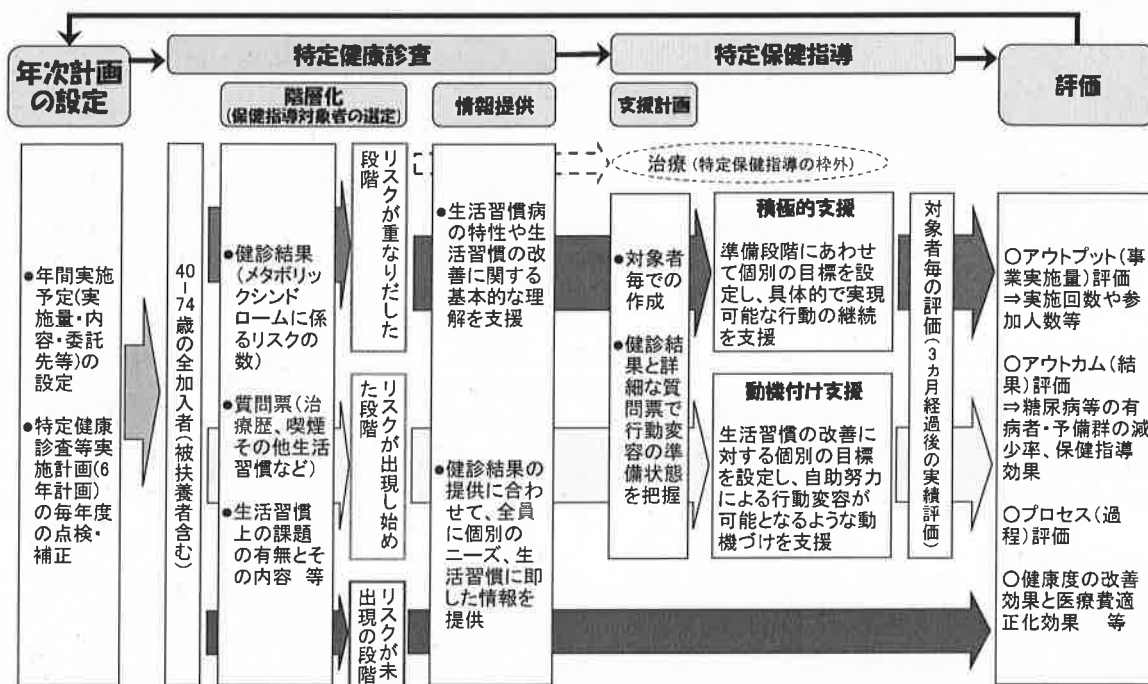
基本指針の第三に挙げた7項目のうちの実施方法については、この箇所に記載した内容に基づき、契約準備や予算化等具体的な作業が進められるため、実施方法については、詳細な記載が必要である。

③専門家と事務職員との連携体制で作成すること

実行性があり効果的な内容とするためには、現状分析の能力に長けている医師・保健師・管理栄養士等の専門家と、予算や契約等の事務に詳しい事務職員とが連携・協力して作成することが理想的である。

連携が困難な場合(特に専門家のみで作成する場合)には、事業の実施・運営に支障がないよう、十分な確認・検証を行う必要がある。

図表 3: 医療保険者における特定健診・特定保健指導の実施の流れ



* 特定健康診査等実施計画と医療保険各法に基づく保健事業の実施等に関する指針により作成される「保健事業の実施計画(データヘルス計画)」は、計画期間が一致する場合には一体的に作成することが可能である。ただし、データヘルス計画の一部として特定健診等実施計画を作成する場合は、特定健診等実施計画を単体で公表することができるよう、例えば章を分けるなど構成を工夫する必要がある。